

## 高知大学みらい基金規則

令和7年12月18日  
規則第46号

### (設置)

第1条 国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）に基金を設置し、設置名称を高知大学みらい基金（以下「みらい基金」という。）と称する。

### (目的)

第2条 みらい基金は、本学の理念である地域社会及び国際社会に貢献しうる人材育成と学問研究の充実・発展を推進するため、これらに対する事業の支援とその環境の更なる整備・充実に資することを目的とする。

### (構成)

第3条 みらい基金は、寄附者が基金に組み入れることを指定した寄附財産及びその運用益その他第6条に規定する高知大学みらい基金委員会において基金に組み入れることを決定した財産をもって構成する。

### (事業)

第4条 みらい基金は、第2条に規定する目的を達成するため、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項第1号から第5号までに規定する業務のうち、次に掲げる事業に充てるものとする。

#### (1) 教育研究支援事業

#### (2) 修学支援事業

イ 次に掲げる事業であって、経済的理由により修学が困難な学生等に対するもの

(i) 授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図るための事業

(ii) 学資を貸与又は給付する事業

(iii) 教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する事業

(iv) 学生等の資質を向上させることを主たる目的として、学生等を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する事業

(v) 外国人留学生と日本人学生が共同生活を営む寄宿舎の寄宿料の減額を目的として、当該寄宿舎の整備を行う場合における施設整備費又は民間賃貸住宅等を借

り上げて当該寄宿舎として運営を行う場合における賃料の一部を負担する事業  
ロ 個々の学生等の障害の状態に応じた合理的な配慮を提供するために必要な事業であって、障害のある学生等に対するもの

- (3) 国際交流支援事業
- (4) その他みらい基金の目的達成に必要な事業

2 前項に規定する事業に関する必要事項は、第6条に規定する高知大学みらい基金委員会が別に定める。

(受入れ及び管理)

第5条 みらい基金の管理は、学長が行う。管理は他の寄附金と別に行うものとする。

2 学長は、寄附の受入れの決定に当たり、寄附者があらかじめ用途を特定しない場合においては、これを特定しなければならない。

3 前条第2号の事業に充当する目的で受け入れたみらい基金の用途は、変更することができない。

4 前条第2号の事業に充当する目的と特定された基金（以下「修学支援基金」という。）は、他の経理と区分して整理しなければならない。

5 修学支援基金は、次に掲げる書類を作成する。

(1) 基金の名称、管理方法及び当該寄附金の用途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類

(2) 受入額及び支出額等の明細書であって、監事の監査を受けたもの

6 前条第1項第2号イ(ii)に規定する貸与事業の実施に充当するために支出された金銭であって、当該貸与の結果として、被貸与者より金銭が本学に対して償還された場合にあつては、当該償還された金銭は、再び修学支援基金に帰属するものとする。

7 みらい基金の受入れ及び管理については、この規則及びこの規則に基づく細則等で定める場合を除いては、高知大学寄附金受入及び経理事務取扱規則その他の規則の定めるところによる。

(委員会)

第6条 みらい基金に関し、次の各号に掲げる事項を審議するため、高知大学みらい基金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) みらい基金の募集に関すること。
- (2) みらい基金の事業計画の作成に関すること。

- (3) みらい基金の予算決算に関すること。
  - (4) みらい基金への寄附財産（現金を除く。）の組入れに関すること。
  - (5) 寄附財産の用途及びその運用益の用途に関すること。
  - (6) 寄附者に対する謝意表明に関すること。
  - (7) その他みらい基金に係る管理運営に関すること。
- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
- (1) 学長
  - (2) 理事（非常勤の理事を除く。）
  - (3) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 3 前項第3号の委員の任期は、当該学長の任期の範囲内で学長がその都度定める。
- 4 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
- 5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 6 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 7 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 8 委員会の議事は、委員長を除く出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 9 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 委員会に、みらい基金の管理運営を円滑に処理するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、学長が指名する者で組織する。
- 3 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（事業年度）

第8条 みらい基金の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（運営費）

第9条 みらい基金の運営に必要な経費については、原則としてみらい基金（国立大学法人高知大学における余裕金の運用益の活用に関する要領（平成23年役員会決定）第4条に規定する運用益を優先）をもって充てる。

2 前項の経費については、毎年度その予算及び決算について委員会の審議を経るものとする。

(基金明細書)

第 10 条 みらい基金については、基金の状況等を明らかにした基金明細書を作成し監事の監査を受け、毎事業年度終了後 3 月以内に、文部科学大臣に提出することとする。

(情報公開)

第 11 条 第 5 条第 5 項に規定する書類(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)について備え置き、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するものとする。

(文書の保存)

第 12 条 みらい基金に関する文書は、国立大学法人高知大学法人文書管理規則に基づき保存し、その保存期間は 5 年間とする。

(事務)

第 13 条 みらい基金に関する事務は、関係する部・課・室の協力を得て、広報・校友課が担当する。

2 みらい基金の財務及び会計に関する事務の取扱いは、この規則に定めるもののほか、国立大学法人高知大学会計規則その他の規則の定めるところによる。

(雑則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、みらい基金に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規則は、令和 7 年 12 月 18 日から施行する。

2 高知大学さきがけ志金規則(平成 23 年規則第 33 号)、高知大学さきがけ志金専門部会要項(平成 23 年規則第 34 号)、高知大学修学支援基金規則(平成 28 年規則第 9 号)、高知大学国際交流基金規則(平成 16 年規則第 420 号)、高知大学国際交流基金規則施行細則(平成 16 年規則第 421 号)及び高知大学国際交流基金管理委員会規則(平成 18 年規則第 23 号)は廃止する。

- 3 この規則の施行の際現に存する高知大学さきがけ志金、高知大学修学支援基金及び国際交流基金は、この規則による基金として承継する。なお、高知大学さきがけ志金及び高知大学修学支援基金への受入れがあった際は、みらい基金に寄附されたものとして取り扱う。
- 4 前項の規定により承継した基金に係る寄附金については、寄附者が指定した目的に応じて第4条第1項に掲げる事業に充てる基金として取り扱うものとする。
- 5 第8条の規定にかかわらず、令和7年度の事業年度は、この規則の施行の日に始まり、令和8年3月31日に終わるものとする。